

じっきょう

地歴・公民科
資料
No. 97

もくじ

巻頭	ウクライナ戦争は何を教えるのか —「過去と現在の対位思考」と「百年視点」— 京都大学名誉教授 山室 信一……………	1
論説	主権と憲政をめざした近現代中国 —『わたしたちの歴史総合5 戦争と社会主義を考える』—を書いて 元信州大学教授 久保 亨……………	8
論説	教科書の中と現実の「信用創造論」 上智大学准教授 中里 透……………	14
図書紹介	……………	20

巻頭

ウクライナ戦争は何を教えるのか
—「過去と現在の対位思考」と「百年視点」—

京都大学名誉教授

山室 信一

2022年2月24日に始まったウクライナ戦争は、23年6月からウクライナが「反転攻勢」へと転じたものの停戦の見通しが立たない状況にある。

この間、日々テレビなどを通じて戦争の惨禍を目にし、一国の主権と人間の尊厳が平然と圧殺されることに暗然とした思いに囚われてきた。何よりも一人の独裁者の妄断によって双方の人命が無惨に奪われていくことを阻止できない無力感に苛(さいな)まれる。さらに、こうした事態から人類は永遠に逃れられないのか、という虚しさも萌してくる。

「新しい戦前」という言葉は、そうした様々な混濁した感情を反映した時代の空気を表すものであろう。そこには社会がある時代の空気に覆われて一度(ひとたび)ある方向に動き出すや、思いもかけないスピードで物事が進み、歯止めがなくなることへの戸惑いも込められている。

ウクライナ戦争が勃発するとともに日本では「NATOと同じ軍事費 GDP比2%への倍増」が

決定し、敵基地(先制)攻撃能力の保有を明記した「国家安全保障戦略」など安保関連三文書の改定、防衛装備移転三原則の見直しなど、矢継ぎ早に防衛政策の変更が進められている。

こうした政治手法こそ社会が予期せぬ壊滅的な事態に直面して人々が呆然自失している間に、平時では採用されない政策を実現させる「ショックドクトリン」ではないか、それが戦前にもあったのではないか、という疑念を呼び起こす。

ウクライナ戦争と満洲国

さて、一般に「戦前」という言葉でいつの時期の社会状況が具体的に想定されているのか不明だが、私自身は満洲国を研究対象としていることもあって、ウクライナ戦争が満州事変以後に日本が歩んだ歴史と二重写しのように見えている。

プーチン大統領は軍事侵攻について、ウクライナ政府に圧迫されているウクライナ東部のロシア系住民が建国したドネツク人民共和国とルガンス

ク人民共和国を承認し、住民を「解放・保護」するための「特別軍事作戦」であるとしていた。しかし、22年10月、ロシアはウクライナ東部のドネツク州とルハンシク州だけでなく、南部のヘルソン州とザポリージャ州も一方的に併合した。

他方、ウクライナ東部と無関係な首都キーウなど各地への空爆と侵攻も行われ、その理由はウクライナを「非軍事化・中立化・非ナチス化」するためだとして他国の主権を一方的に否定した。

その後、プーチンはウクライナ戦争こそ北大西洋条約機構(NATO)などの攻撃から祖国ロシアを守るための戦いだとして「祖国防衛は、先祖や子孫に対する神聖な責務である」と国民に訴えた。祖国防衛のための戦争とは、1812年のナポレオン軍侵攻に対する「祖国戦争」そして第二次世界大戦でナチス・ドイツと戦った「大祖国戦争」になぞらえたもので、ウクライナ戦争を自己防衛戦争と位置づける転倒した論理であった。

こうしたロシアの軍事行動とそれに伴う正当化論拠の改変をたどる時、そこに関東軍の軍事行動と論理が重なってくる。まず、ソ連の中国東北部(満洲)への勢力拡大に危機感を抱いた関東軍は、「赤化(共産主義化)防止」を喫緊な課題として設定したが、これはウクライナのNATO加入を「ナチス化」と見なすプーチンの視線と重なる。さらに排日運動が高まるとプーチンの祖国防衛と同様に「日本の特殊権益」が脅かされる「満蒙の危機」と訴え、軍閥の圧政から在留邦人を保護するとして満州事変を正当化した。そして、国際法違反に問われることを恐れて戦争ではなく「事変」と呼んだが、これはプーチンが侵略戦争を「特別軍事作戦」と称したことと通じる。

関東軍はまた本来の目的であった占領統治を断念せざるをえなくなると、中華民国からの独立をめざす在地住民の自治権確立要求を支援するという名目を掲げて満洲国を建国した後に熱河省を併合した。これも共和国の独立承認とその後のウクライナ4州併合というロシアの政治手法に重なる。

プーチンはさらに「ウクライナは本当の国ではない。弱くて分裂している」ゆえに「大いなるロ

シア」に統合されるべきだと主張しているが、満洲国の歴史的意義として強調されたのも「中国は本当の国ではない。弱くて分裂している。中国人に近代国家の模範を示すために満洲国が必要だ」という論理だった。これは辛亥革命以後の軍閥割拠状況を指して、矢野仁一京都大学教授などが唱えた「中国非国家論」を転用したものであった。

さらに、反満抗日運動を警戒した関東軍は中国人の武装を禁止して満洲国を「非軍事化・中立化」し、関東軍が国防を掌握したが、これもプーチンがロシアによるウクライナの軍事支配を「非軍事化・中立化」と呼ぶ論理と通じる。

このようにロシアによるウクライナ侵略と満洲における関東軍の軍事行動とを重ね合わせてみると、それを正当化する理由には誰もが首を傾げるであろう。しかしながら、当時の日本では関東軍のこうした一連の軍事行動や中国の主権を無視した満洲国建国が侵略と見なされることはなかった。それどころか「日本の生命線」を守るための自衛行動であると称賛され、国際社会の非難も欧米の植民地支配からアジア民族の解放を目指す日本を陥れるための策謀であると喧伝された。国際連盟が満洲国独立を否定し、日本軍の撤退を求める対日勧告案を決議すると日本は国際連盟を脱退したが、国民はそれを国家威信を高める英断だと称えた。

そうした世論の動向には情報操作が大きく作用していた。満州事変の発端となった柳条湖事件が関東軍の策謀であった事実が日本国民に公にされたのは戦後になってからである。事実を知らされなかった国民は、関東軍の入念に準備された計画的行動によって進められた迅速な軍事占領を「神速」と絶賛し、「満洲熱」に浮かされた人々が続々と支配民族として「新天地満蒙」へ向かった。

現在、私たちはプーチンのウクライナ侵攻を大多数のロシア国民が疑うこともなく支持していることに違和感を覚える。しかし、そこには満州事変以後の日本国民の対応と相通じるものがあるように思える。確かに、戦況の実態について信頼できる情報を得ることは難しい。マス・メディアや

SNS を駆使した情報戦を含むハイブリッド戦争となったウクライナ戦争では情報操作や「偽旗作戦」が日常化している。ロシア国民がこの戦争の真相を知るためには、日本がそうであったように敗戦という決着が必要なのかも知れない。

「歴史と現在の対位思考」と「百年視点」

以上のような類似点を改めて記したのは、「歴史は繰り返す」ということを強調したいからではない。それが起きている時代環境や国際情勢が全く異なっている以上、同じ歴史がそのまま繰り返されることはない。しかし、眼前で進行している事態の本質が明らかになるには時間がかかり、私たちは事態の面的な部分しか知らされない。そのため事態の深層＝真相に幾らかでも接近しようとすれば想像力と類推力を働かせる必要がある。その想像力と類推力を育むためには、同じような問題に直面した人間がどのような選択をし、いかなる言動を取ったのか、について知っておくことが望ましい。

既に起きた事態と現実には起きている事態とを対比的に観察しながら、今後いかなる選択肢と対処法がありうるのか、を考える—その模索の糧とすることができれば歴史や公民の学習は、シチズンシップ・トレーニングとしても有用となりうるのではないだろうか。

過去に起きた歴史的事実は記憶するためにあるのではなく、現在を生きる市民として同時進行している事態を考えるためのヒントを与える鏡としてあるのではないか、そう思えるからこそ私は歴史を学んできた。「過去に現在についての着眼点を探り、現在に過去における問題点を見い出す」ことはできないかと考え、そうしたアプローチを「歴史と現在の対位思考」と呼んでいる。

もちろん、それは歴史哲学といった深遠なものでもない。あくまでも「自分がその時・その場所に居たなら、いかに判断し、どのような言動を取っただろうか？現在、直面する問題とそれはいかに違うのだろうか？」と自問することで、歴史と現在の出来事を「自分事として考える」というア

プローチの一つに過ぎない。それは単に歴史と現在だけでなく、日本と世界、ローカルとリージョナルないしグローバルとを対比的に考案し、その相互作用（Interactive）に着目することでもある。

これに加えて私が自分なりに試みてきたのは、「現在を 100 年という時間幅の中で見る」ということである。私はそれを「百年視点」と呼んでいるが、日本では「人生 100 年時代」と称されるようになって百年という時間幅は個人のライフサイクルとも重なってきている。百年は同時代史でもあり、「自分史」ともなる。

「戦争の違法化」と「新しい戦後」

その「百年視点」から見ると、第一次世界大戦以後 100 年にわたって作られてきた国際秩序は、ウクライナ戦争を契機に新たな様相を呈しつつあるように思える。

「新しい戦前」が 1930 年代を想定しているとすれば、実はその前の 1920 年代は第一次世界大戦の戦後であり、今後訪れるはずのウクライナ戦争後の「新しい戦後」を考えるためには重要な対位思考の対象となる。

そもそも 20 世紀世界秩序と見なせる現在の国際関係は、第一次世界大戦の戦後処理体制として生まれた。第一次世界大戦は軍事力だけでなく経済力などの総合国力を総動員して戦われる総力戦という戦争形態への転換をもたらした。そのため女性も兵士や看護師として戦場に送られただけでなく、男性に代わって各種の職業に動員された。その代償として女性にも参政権が認められることになり、フェミニズム運動も世界的に波及していった。さらに航空機や長距離砲による都市への爆撃も行われるようになって、「前線と銃後」という従来の空間的隔てが無くなった。現在のウクライナのように生活空間にも銃弾が飛び交い、銃器を持たない民間人も殺傷の対象となった。

こうして戦場での勝敗だけでは決着がつかなくなって 52 カ月も続いた第一次世界大戦では飛行機・潜水艦・毒ガス・戦車などの新兵器が次々と投入され、機関銃や砲弾の殺傷能力が高まったこ

とによって人的・物的被害は甚大なものとなった。正確な死傷者の数は不明だが、兵士の死者数は約1000万人に及び、民間人も約650万人から700万人が犠牲となったと推計されている。ただ、飢饉による餓死など間接被害を含む非戦闘員の死者数は約1300万人に及ぶとする説もある。

こうした人類史上未曾有の惨害を体験した人類は、戦争終結後、それまで主権の自由な発動と見なされていた戦争という行為を制限する道を選んだ。1920年に設立された国際連盟は、国際平和の維持と国際協力を目的とし、加盟国に対しては戦争手段によらない平和的な紛争解決を義務づけ、侵略国に対する経済的・政治的制裁を規約で定めた。国際連盟規約は、戦争を初めて法的に禁止して「戦争の違法化」へと踏み出したが、それを更に徹底させたのが1928年の不戦条約であった。

不戦条約の締結にあたっては、自衛権に基づく戦争や反撃戦争に留保を付した国もあったが、戦争の合法性を否定して戦争の禁止を定めたことにおいて、国際法における戦争の位置づけに大転換をもたらした。

不戦条約はパリ（不戦）条約、ケロッグ・ブリアン条約（協定）とも呼ばれるが、英語ではGeneral Treaty for Renunciation of War as an Instrument of National Policy、日本では「戦争抛棄ニ関スル条約」が正式名称とされている。日本国憲法で第9条という一条だけからなる第2章は「戦争の放棄」、その英訳はRenunciation of Warとされていることから明らかなように、不戦条約は憲法9条戦争放棄規定の思想水脈の一つとなった。

しかし、不戦条約では侵略についての定義は置かれず、自衛権の発動として反撃戦争を正当化することも可能であったため、満州事変などのように相手方の攻撃を偽装して戦端を開くといった事態を禁止できなかった。また、締約国間に紛争処理を委ね、経済制裁などのペナルティを設けなかったために理念的表明にとどまった。ただ、当初15カ国の締約国が後に63カ国の当事国となり、これに加わらなかったラテンアメリカ6カ国

も不戦条約と類似の規定をもつ「不侵略と調停に関する条約」を1933年に締結したことから、実質的に不戦条約が規定した「戦争の違法化」が、国際法として有効性をもつに至った。

こうした「戦争の違法化」を国際規範として正文化したのが国際連合憲章であり、戦争と呼ばれる否とを問わず、いかなる国の領土保全または政治的独立を脅かす一切の武力による威嚇または武力の行使が禁止されることとなった。ロシアのウクライナ侵攻は、この憲章に違反し、侵略であることは明らかである。しかし、国連憲章第39条では「侵略行為の認定」に関する権限は安全保障理事会に与えられており、常任理事国ロシアが拒否権を発動しているために法的には「侵略」とは認定されないことになる。従来であれば、ここで国連の動きは止まったであろう。

だが、2022年3月2日に開かれた緊急特別会合は、ロシアによるウクライナ侵攻を非難し、すべての軍隊を即時に完全かつ無条件に撤退させることを求める決議案が、総加盟国193のうち141カ国の賛成、5カ国の反対をもって採択された。

また、22年10月にウクライナ4州の併合をロシアが決定したことに対しても、国連総会は国際法違反で無効だと非難して、ロシアに併合決定の撤回を求める決議案を143カ国の賛成で採択した。

ウクライナ戦争については、このように国連ではロシアに即時撤兵などを求める決議が逐次採択されてきたが、停戦に向けた有効な施策を提示できてはいない。またブチャでの虐殺はじめ学校・病院などの民間施設への無差別砲撃や非戦闘員である民間人の殺戮、レイプや略奪や子どもの連れ去りなど多くの戦争犯罪が繰り返されているにも拘わらず、国際刑事裁判所（ICC）はプーチンに逮捕状を出したものの、現時点では証拠収集を続けているだけである。こうした状況の中で、国連などの国際機関や国際法によって平和を維持することはできないとして、軍事予算を拡充する動きも高まっている。さらにはロシアが戦術核兵器を使うかもしれないという恐怖感から、核兵器の保有や共有を要求する声も出てきている。

しかし、世界的視点で見れば、ウクライナ戦争後の「新しい戦後」が雪崩を打って軍備拡充に向かうとだけは言えないように思われる。もちろん、停戦までは軍事力の必要性が強く意識されるであろう。しかし、より殺傷能力の高い兵器を開発して、敵対国の国民を殲滅するために軍備を拡充することが問題の解決にならないことは、最新兵器を駆使して戦われているウクライナ戦争が日々教えていることでもある。

ウクライナ侵略を非難する際に対して、「力による一方的な現状変更は許されない」ということが国際的合意となっているが、「新たな戦後」では実効性をもった国際規範となるはずである。実は、それを訴えたのが「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」（憲法9条第1項）という条項であった。不戦条約や国連憲章や憲法9条は、第一次・第二次世界大戦の戦後処理のなかで生まれたが、その由来ゆえに時代遅れの無用物になったわけではなく、未完の課題として次代に託されたのである。

もちろん、世界が「戦力の不所持と交戦権の否認」（憲法9条第2項）を確約して真の「戦争の放棄」に至るまでには次の百年を要するかも知れない。しかし、今から百年前に人類は、それまで実現するとは想定もしなかった「戦争の違法化」を国際法の基軸にするという画期的な選択をしたのである。「戦争の放棄」が現実化するに至るには、まずはウクライナ戦争でその存在が脅威となった核兵器の使用禁止に向けて進まなければならないが、すでにその胎動は始まっている。核兵器禁止条約と核兵器禁止地帯の広がりなどは、その一例である。

核兵器禁止条約と核兵器禁止地帯

今回のウクライナ戦争の決着を難しくしているのは、プーチンがウクライナへのNATOの軍事支援を牽制し戦況を有利に運ぶために、戦術核兵器を先制的に使うという「核による威嚇」を続け

ているからである。さらに、ロシアはヨーロッパ最大級のザポリージャ原子力発電所を占拠し続け、原発が爆発すれば広範な地域が放射性物質で汚染される危険性を盾にすることで、ウクライナによる奪還を牽制している。その意味では核兵器の戦略的有効性を立証しているとも言える。しかし、それを認めてしまえば、ウクライナ戦争では核兵器が使われずに終わったとしても、必ずやまた同じように核兵器による恫喝が繰り返され、それに対抗するために核兵器拡散をもたらすことになる。

このように核兵器使用の具体的な危険性が高まっているからこそ、核兵器禁止を求める声も世界的に強まっている。2022年6月には、核兵器禁止条約の締約国やNATO加盟国からのオブザーバーを含め80を超える国・地域が参加した締結国会議がウィーンで開催された。

会議では「核兵器の存在は、すべての国の安全とわれわれの生存を脅かしている。核兵器は不名誉で正当性がないという、国際規範を築く」ことなどを訴える「ウィーン宣言」と50項目の「ウィーン行動計画」が採択された。2023年1月時点で68の国・地域が署名している核兵器禁止条約は2017年に国連で採択されたものだが、実現の推進力となったのは核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN、2017年ノーベル平和受賞）などのNGOであり、国際政治に市民団体の連携が大きな力をもつことを証明するものとなった。

こうした国際的な核兵器廃絶運動とともに注視しておきたいのは、リージョナルな連携運動として核兵器禁止地帯を設定する動きが【別表】のように広がってきているという事実である。核兵器禁止地帯条約は、それぞれ内容に異同はあるが、基本的に地帯（ゾーン）内での核兵器の生産・取得・保有・管理などを禁止するものであり、附属文書などによって核兵器国が、当該地域に対して核兵器による攻撃や威嚇をおこなわないことを誓約するものである。「グローバルサウス」という発言力を増してきた地帯の範囲についての定義は未だ定まっていないが、次頁の世界地図のよう

に南半球の大部分の核兵器禁止地帯とグローバルサウスには重なりがある。

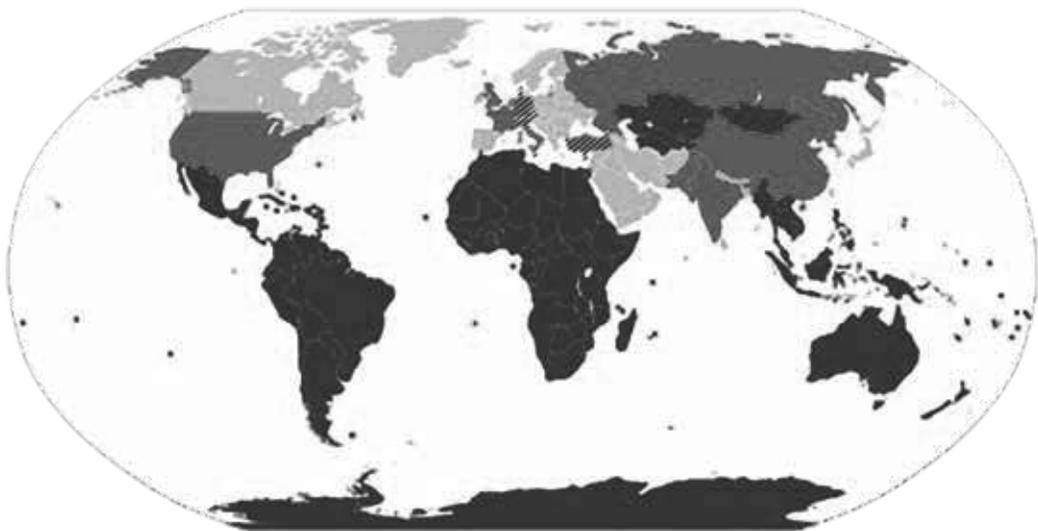
このように見てくると、ウクライナ戦争後の「新しい戦後」の世界秩序形成においては、第一次世界大戦後 100 年にわたって作られてきた国際秩序を踏まえながら、その再編成を推進するのは大国だけではなくグローバルサウスの諸国や多様な NGO などがアクターとなると思われる。そして、日本でも国家や民族や性差や年代などの違いを越えて自由につながり、環境問題や平和構築問題などに取り組む人々の輪が広がってきている。その芽はまだ小さいかも知れないが、その結実に期待したい。

核兵器禁止条約の加盟区域 (数字は締約国)

1959 年	南極条約 — 核兵器国 5 と日本を含む 53
1967 年	ラテンアメリカおよびカリブ核兵器禁止条約 (トラテロルコ条約) — 33
1985 年	南太平洋非核地帯条約 (ラロトンガ条約) — 13
1995 年	東南アジア非核兵器地帯条約 (バンコク条約) — 10
1996 年	アフリカ非核兵器地帯条約 (ペリンダバ条約) — 40
2006 年	中央アジア非核兵器地帯条約 (セメイ条約) — 5

注・1992 年モンゴルは「一国非核地位」宣言し、国連や核兵器国 5 カ国によって認定されている。

【別表】



【核兵器拡散状況】

- 核保有国
- ▨ NATO の核共有国 (ドイツ・イタリア・オランダ・ベルギー・トルコ)
- 核拡散防止条約 (NPT) のみ
- 非核兵器地帯